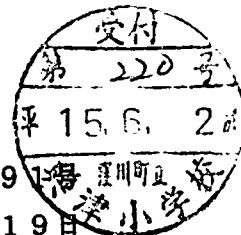


教育長	次長	課長	係

校長	教頭	係
宮崎	田中	佐藤



15 高教職第 191 号
平成 15 年 5 月 19 日



各市町村(学校組合)教育長 様

高 知 県 教 育 長

期末手当及び勤勉手当の支給について（通知）の一部改正について（通知）

このことについて、公立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年高知県条例第 37 号）、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和 38 年人事委員会規則第 31 号）及び人事委員長通知「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部が改正され、平成 15 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、標記通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので通知します。

なお、市町村(学校組合)教育委員会におかれましては、管内学校へも周知をお願いします。

記

1 改正の内容

(1) 1 基準日及び支給日の表を次のように改める。

基 準 日	支 給 日
6 月 1 日	6 月 30 日
12 月 1 日	12 月 10 日

(支給日 59.4.1 改正、基準日・支給日 15.4.1 改正)

(2) 2 期末手当額の算定②在職期間割合（期間率）の表を次のように改める。

在職期間	割合
6 か月	<u>100</u> 100
5 か月以上	<u>80</u>
6 か月未満	100
3 か月以上	<u>60</u>
5 か月未満	100
3 か月未満	<u>30</u> 100

(3) 2 期末手当額の算定③支給割合の表及び(注)を次のように改める。

区 分		6月支給分	12月支給分
支給 割合	再任用職員以 外の職員	<u>155</u> 100	<u>170</u> 100
	再任用職員	<u>85</u> 100	<u>90</u> 100

(注) 上記は平成15年度の割合であり、公立学校職員の給与に関する条例(第22条第2項及び第3項)が改正された場合には、改正後の割合に読み替える。

(4) 3 勤勉手当額の算定③成績率の表を次のように改める。

区 分		成 績 率
再任用職員 以外の職員	勤務成績が 特に優秀な職員	<u>95</u> 100 以上
	勤務成績が 優秀な職員	<u>80</u> <u>95</u> 100 以上 100 未満
	勤務成績が 良好な職員	<u>70</u> 100
	上記以外の職員	<u>70</u> 100 未満
再任用 職員	勤務成績が 優秀な職員	<u>35</u> 100 超
	勤務成績が 良好な職員	<u>35</u> 100
	上記以外の職員	<u>35</u> 100 未満

2 経過措置

平成15年6月に支給される期末手当に係る2 期末手当額の算定②在職期間割合(期間率)の表については、この通知による改正前の表を適用すること。

○期末手当及び勤勉手当の支給について

新

1 基準日及び支給日

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

(支給日59.4.1改正、基準日・支給日15.4.1改正)

(注) 略

2 期末手当額の算定

略

① 略

② 在職期間割合 (期間率)

在職期間	割合
6か月	$\frac{100}{100}$
5か月以上 6か月未満	$\frac{80}{100}$
3か月以上 5か月未満	$\frac{60}{100}$
3か月未満	$\frac{30}{100}$

③ 支給割合

区分	6月支給分	12月支給分
再任用職員以外 の職員	$\frac{155}{100}$	$\frac{170}{100}$
再任用職員	$\frac{85}{100}$	$\frac{90}{100}$

(注) 上記は平成15年度の割合であり、公立学校職員の給与に関する条例(第22条第2項及び第3項)が改正された場合には、改正後の割合に読み替える。

旧

1 基準日及び支給日

期末手当		勤勉手当	
基準日	支給日	基準日	支給日
3月1日	3月15日	—	—
6月1日	6月30日	6月1日	6月30日
12月1日	12月10日	12月1日	12月10日

(支給日59.4.1改正)

(注) 略

2 期末手当額の算定

略

① 略

② 在職期間割合 (期間率)

在職期間		割合
3月又は6月支給分	12月支給分	
3か月	6か月	$\frac{100}{100}$
2か月15日以上 3か月未満	5か月以上 6か月未満	$\frac{80}{100}$
1か月15日以上 2か月15日未満	3か月以上 5か月未満	$\frac{60}{100}$
1か月15日未満	3か月未満	$\frac{30}{100}$

③ 支給割合

区分	3月支給分	6月支給分	12月支給分
再任用職員以外 の職員	$\frac{55}{100}$	$\frac{145}{100}$	$\frac{160}{100}$
再任用職員	$\frac{30}{100}$	$\frac{70}{100}$	$\frac{90}{100}$

(注) 上記は平成13年度の割合であり、公立学校職員の給与に関する条例(第22条第2項及び第3項)が改正された場合には、改正後の割合に読み替える

新

3 勤勉手当額の算定
略

- ① 略
② 期間率
略
③ 成績率

区分		成績率
再任用職員以外の職員	勤務成績が特に優秀な職員	<u>95</u> <u>100</u> 以上
	勤務成績が優秀な職員	<u>80</u> <u>100</u> 以上 <u>95</u> <u>100</u> 未満
	勤務成績が良好な職員	<u>70</u> <u>100</u>
	上記以外の職員	<u>70</u> <u>100</u> 未満
再任用職員	勤務成績が優秀な職員	<u>35</u> <u>100</u> 超
	勤務成績が良好な職員	<u>35</u> <u>100</u>
	上記以外の職員	<u>35</u> <u>100</u> 未満

旧

3 勤勉手当額の算定
略

- ① 略
② 期間率
略
③ 成績率

区分		6月支給分	12月支給分
再任用職員以外の職員	勤務成績が特に優秀な職員	<u>80</u> <u>100</u> 以上	<u>75</u> <u>100</u> 以上
	勤務成績が優秀な職員	<u>70</u> <u>100</u> 以上 <u>80</u> <u>100</u> 未満	<u>65</u> <u>100</u> 以上 <u>75</u> <u>100</u> 未満
	勤務成績が良好な職員	<u>60</u> <u>100</u>	<u>55</u> <u>100</u>
	上記以外の職員	<u>60</u> <u>100</u> 未満	<u>55</u> <u>100</u> 未満
再任用職員	勤務成績が優秀な職員	<u>30</u> <u>100</u> 超	
	勤務成績が良好な職員	<u>30</u> <u>100</u>	
	上記以外の職員	<u>30</u> <u>100</u> 未満	